

3 建字第 144 号
令和 3 年（2021 年）5 月 18 日

長野県住宅審議会
会長 武者 忠彦 様

長野県知事 阿部 守一

長野県住生活基本計画の変更に当たっての基本的な考え方
について（諮問）

最近の社会経済情勢の変化を踏まえ、住宅施策の総合的な展開を図るため、長野県住生活基本計画を変更したいので、長野県附属機関条例に基づき、その基本的な考え方について貴審議会の意見を求めます。

(趣旨説明)

本県では、平成 28 年度に 2 度目の見直しを行った「長野県住生活基本計画」により、基本理念である「～信州の住みよい暮らしを次代につなぐ～ 安心ですこやか、多様な暮らしを支える住まいをめざして」の実現に向けて、住宅施策を実施して参りました。

近年では、気候変動の影響と考えられる自然災害が頻発・激甚化し、住まいや地域の安全・安心の確保に向けた取り組みが一層求められています。特に、気候変動問題については、世界各国がその対策に大きく舵を切っており、本県も、令和元年 12 月に気候非常事態を宣言し、2050 年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを決意したところです。

また、コロナ禍を契機とした生活様式や働き方の変化は、単に住まい方の変化に留まるものではなく、暮らし方や生き方そのものについて新たな価値観をもたらし、その多様性に対応した住生活への対応も求められています。

国の住宅施策においては、「住生活基本計画（全国計画）」が令和 3 年 3 月に見直され、今後 10 年の課題に対応するための政策を多様な視点に立って示し、総合的に実施するものとして、「社会環境の変化」、「居住者・コミュニティ」、「住宅ストック・産業」の 3 つの視点から 8 つの目標が立てられ、住宅施策の基本的な方針が示されたところです。

本県においても、社会経済情勢の変化に的確に対応し、今後を見通した住宅施策の展開を図るため、平成 28 年度から令和 7 年度までを計画期間とする現行の「長野県住生活基本計画」を見直し、新たに令和 3 年度から令和 12 年度までを計画期間とする計画に変更することとしました。

については、今後の長野県の住宅行政の基礎となる「長野県住生活基本計画」を変更するに当たり、その基本的な考え方について、貴審議会の意見を求めるものであります。